

「(仮称)令和七年に開催される国際博覧会の準備及び開催時における小型無人機等の飛行の禁止に関する条例(案)」に対する府民意見等と大阪府の考え方

【募集期間】 令和6年8月9日(金曜日)から令和6年9月7日(土曜日)まで

【募集方法】 電子申請・郵便・ファクシミリ

【募集結果】 6名の方から9件のご意見・ご提言をいただきました(うち公表を望まないもの2件)。いただいたご意見・ご提言についての府の考え方は、次のとおりです。

| No. | 府民意見等の要旨  | 大阪府の考え方  |
|-----|---|--|
| 1   | <p>フランスのパリで行われているオリンピック・パラリンピックにおいても、線路への放火などのテロ行為があり、ウクライナとロシアの戦争やイスラエルとパレスチナの戦争など、国際情勢的に不安定であり、テロ行為に対して、万全の体制にすべき。</p> <p>飛行禁止の対象外として、「博覧会協会・博覧会協会の同意を得た参加国や催事参加者、報道機関等・各施設管理者、土地所有者・国や自治体 などは、警察署に届出(通報)したうえでドローン等を飛行させることができる」とあるが、かなりザルではないか。</p> <p>原案では、報道機関や自治体等になりすましてドローンを飛行させ、テロリストが爆発や殺傷などを起こすことが可能である。</p> <p>完全に禁止するか、ドローン飛行が重複しないよう、1日を2～3枠(午前枠・午後枠・夜間枠)を設け、届け出は1機のみ受け付けるなどすべき。</p> <p>ドローンによる攻撃を受けて死傷者が出てからでは遅すぎます。もっと真剣に考えてください。</p> | <p>博覧会の円滑な準備及び運営を確保し、安全・安心な開催を実現するため、ドローンによるテロ等に対して、関係機関がしっかりと連携し、対応してまいります。</p>   |
| 2   | <p>「警察官は万博の円滑な運営等のためやむを得ない限度において、ドローン等の飛行妨害や機器の破損、その他の必要な措置をとることができる。」とありますが、ドローンに化学兵器や爆発物などが搭載されていれば、本当に対応可能なのでしょうか。</p> <p>ウクライナやロシアでのドローンによる攻撃を動画で見ることがありましたが、警察ではなく、「自衛隊が対処すべき」案件ではないのでしょうか。</p> <p>警察だけでは、とても不安です。副首都・大阪には、信太山に自衛隊基地もあり、自衛隊を積極的に活用すべき。</p>   |  |
| 3   | <p>「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び開催時における小型無人機等の飛行の禁止に関する条例」とのことだが、カジノにおいても、同様にテロ行為等が考えられるため、関西万博に限定せず、もっと長期間とすべきではないか。</p> <p>カジノ施設とも関連させるべき案件ではないのか。</p>  | <p>ご意見については、関係部局にお伝えさせていただきます。</p>   |
| 4   | <p>ドローン以外の飛行物に関しても規制が必要ではないでしょうか。</p> <p>ヘリ・飛行機・気球・飛行船など。</p>   | <p>本条例で規制対象とする小型無人機等は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第2条第3項に規定する小型無人機及び同条第4項に規定する特定航空用機器であり、ドローン以外にも、飛行船(構造上人が乗ることができないものうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの)、操縦装置を有する気球、パラグライダーなどが対象となります。</p> |
| 5   | <p>ドローン規制については、昨今の社会情勢を見ていると、柔軟な対応をするべきだと思います。</p> <p>私としてはテロ対策として、ドローンは規制するべきだと思いますが、YouTubeなどの撮影で、ドローンを飛ばしたい人もたくさんいると思います。</p> <p>なので、ドローンの規制については、例えば区や町内で規制場所を区切るなど、どんな人でもわかりやすいようなエリア設定をしていただきたきたいです。</p>  | <p>ご意見を踏まえ、条例案では、ドローン等の飛行を禁止する区域を指定する場合、その区域を告示することとしています。</p>   |
| 6   | <p>【飛行禁止の対象施設】を「万博会場を含む夢洲とする」とありますが、夢洲は「施設」ではなく「地域」ではないでしょうか。</p>   | <p>ご意見を踏まえ、夢洲を対象地域と規定いたします。</p>  |
| 7   | <p>夢洲周辺の建物の一角で事業をしている会社の従業員ですが、禁止区域になった場合、各施設管理者、土地所有者でないと期間中はドローンを飛ばせないのでしょうか？</p>   | <p>条例案では、夢洲周辺を含むドローン等の飛行禁止区域内の土地又は施設の管理者等は、警察(公安委員会)への通報を行うことで、その上空におけるドローン飛行等を行うことができることとしています。</p>   |